

事 務 連 絡

平成30年7月13日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉担当主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

平成30年7月豪雨に対し社会福祉法人が寄付金（義援金）を支出すること
についての特例について

今般の平成30年7月豪雨について、その被害が極めて甚大であることに鑑み、当該災害に係る寄付金（義援金）の支出については、「平成28年（2016年）熊本地震及びそれに伴う災害に対し社会福祉法人が寄付金（義援金）を支出することについての特例について」（平成30年4月28日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡。別紙参照。）と同様の取扱いを可能とします。

つきましては、管内市町村及び社会福祉法人への周知を徹底していただきますよう、よろしく願いいたします。

事務連絡
平成28年4月28日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉担当主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

平成28年（2016年）熊本地震及びそれに伴う災害に対し
社会福祉法人が寄付金（義援金）を支出することについての特例について

社会福祉法人が運営する指定障害福祉サービス、基準該当障害福祉サービス、指定相談支援を行う事業所、指定障害者支援施設又は特定旧法指定施設、指定障害児通所支援、基準該当通所支援、指定障害児相談支援を行う事業所及び指定障害児入所施設の障害福祉サービス等報酬については、「障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて」（平成18年10月18日付け障発1018003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び「指定障害児入所施設等における障害児入所給付費等の取扱いについて」（平成24年8月20日付け障発0820第8号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）において、資金の運用が取扱われているところです。

しかしながら、このたびの熊本地震は、その被害が極めて甚大であることに鑑み、熊本地震に係る寄付金（義援金）の支出については、特例的に以下の要件を満たすことを条件に支出を可能とする取扱いとします。

つきましては、管内市町村及び社会福祉法人に周知を図るようよろしく願います。

記

要件を満たす条件について

当該法人の所轄庁と以下の条件について事前に協議すること。

- ① 当該法人の運営に支障を及ぼすような金額ではないこと。
- ② 当該法人と特殊な関係が疑われるような者・団体等へ寄付するものでないこと。
- ③ 法人内部の意思決定プロセスに違反するものでないか、定款に違反するものでないかの確認等を行うこと。

問い合わせ先

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課福祉サービス係

03-5253-1111（内線3091）